

議案第 33 号

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

[改正理由]

市長の附属機関として小田原市保健センター及び小田原市生きがいふれあいセンターいそしぎ熱源等改修業務事業者選定委員会を設置するため改正する。

[内 容]

市長の附属機関として次の委員会を設置することとする。(別表関係)

名 称	設 置 目 的	委員の数
小田原市保健センター及び小田原市生きがいふれあいセンターいそしぎ熱源等改修業務事業者選定委員会	小田原市保健センター及び小田原市生きがいふれあいセンターいそしぎ熱源等改修業務を行う事業者の選定に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	10人以内

[適 用]

令和 6 年 4 月 1 日